

運賃・料金表

■旅客運賃・料金

2024.10.1改正予定

区間 等級	稚内～鷺泊	稚内～香深	鷺泊～香深	沓形～香深
1等ラウンジ	6,610	7,270	3,290	3,290
1等和室	6,610	7,270	3,290	3,290
2等自由席	3,590	3,950	1,800	1,800
座席指定料金	660	660	310	310

※1等（ラウンジ・和室）の金額には、座席指定料金が含まれております。

※割引運賃

- (1) 学生に対する2等旅客運賃の割引は2割とします。但し、学校長等から交付を受けた生徒手帳・学生証等を提示したものに限り、かつ、
- (2) 身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者並びに非救護者に対する運賃の割引は、各等旅客運賃共に5割とします。但し、身体障がい者手帳又は精神障がい者保健手帳を提示したものに限り、かつ、

■受託手荷物運賃

1個の大きさの3辺の和が2m以下でかつ重量が30kg以下、車椅子、身体障害者補助犬等。	1個 1,100円
---	-----------

※旅客がその乗船区間について運送を委託する物。

■特殊手荷物運賃

区間 種類	稚内～鷺泊	稚内～香深	鷺泊～香深	沓形～香深
自転車、小児等の車その他道路運送車両法第2条第4項に規定する軽車両	3,300	3,300	1,650	1,650
二輪自動車（125cc未満）	7,000	7,000	3,500	3,500
二輪自動車（750cc未満）	7,000	7,000	3,500	3,500
二輪自動車（750cc以上）	12,000	12,000	6,000	6,000

※旅客がその乗船区間について運送を委託する物であって次に掲げるもの。

- (1) 道路運送車両法第2条第2項に規定する二輪自動車
- (2) 道路運送車両法第2条第3項に規定する原動機付自転車
- (3) 道路運送車両法第2条第4項に規定する軽車両（自転車、乳母車又は荷車その他の軽車両）

■小荷物運賃

10kg以下	11kg～20kg以下	21kg～30kg以下
1個 1,100円	1個 2,200円	1個 3,300円

※当社が運送の委託を受ける小荷物で、1個の大きさの3辺の和が2m以下でかつ重量が30kg以下のもの。

■自動車航送運賃

区間 車両の長さ	稚内～鷺泊	稚内～香深	鷺泊～香深	沓形～香深
3m未満	16,540	18,610	6,070	6,070
3m以上 4m未満	21,650	24,270	7,920	7,920
4m以上 5m未満	27,400	30,710	10,020	10,020
5m以上 6m未満	34,450	38,580	12,590	12,590
6m以上 7m未満	41,100	46,050	15,010	15,010
7m以上 8m未満	47,730	53,500	17,460	17,460
8m以上 9m未満	53,310	59,720	19,480	19,480
9m以上 10m未満	59,810	67,010	21,860	21,860
10m以上 11m未満	66,330	74,310	24,240	24,240
11m以上 12m未満	72,860	81,620	26,620	26,620
12m以上 1m増すごとに	6,510	7,300	2,390	2,390

※自動車航送運賃の適用条件

- (1) 自動車1台について、運転者1名の2等旅客運賃を含んでおります。
- (2) 車輛を連結したものは、連結した状態の全長に対して自動車航送運賃を申し受けます。
- (3) 自動車の幅が2.5mを超える自動車については、その超えている幅25cmごとを単位として当該自動車航送運賃の1割5分増とします。
- (4) 自動車の積載されている荷物が当該自動車の幅を超えて積載されている場合で、当該積載されている荷物の一部が2.5m幅を超えて積載されているときは、当該超えている荷物の幅25cmごとを単位として当該自動車航送運賃の1割5分増とします。
- (5) カタピラを有する自動車、ロードローラー等船舶への乗船に著しく手数がかかる自動車については当該自動車航送運賃の10割増とします。
- (6) 自動車の積込陸揚または航海中に特別の費用を要したときは、その費用を別途申し受けます。
- (7) 同一の自動車が同一の区間を多数回乗船する場合は、片道自動車航送運賃の10倍とし券数は11枚綴とします。
- (8) 往復自動車航送運賃の割引は往復運賃の1割とします。